

# 指導資料



鹿児島県総合教育センター

## 情報教育 第88号

- 小, 中, 高, 盲・聾・養護学校対象 -

平成15年7月発行

### 情報発信手段としての学校ホームページの在り方

情報活用能力は、各教科や総合的な学習の時間などにおける問題解決的な学習の中で、情報を収集・選択・整理したり、その成果を発表・伝達したりする過程を繰り返し行うことで育成される。

本県では、既にすべての公立学校においてインターネットが接続され、学習活動等で活用されている。しかし、インターネットは、調べ学習等の情報収集手段として活用される例がほとんどで、家庭や地域等への情報提供や、児童生徒の情報発信手段として活用されている例は少ない。

そこで、情報発信手段としての学校ホームページの意義や、その活用方法及び留意点等、学校ホームページの在り方について具体的に述べる。

#### 1 学校ホームページの意義

##### (1) 学校による情報提供

学校には、保護者や地域住民等の信頼にこたえ、家庭や地域と連携し、一体となって児童生徒の健やかな成長を図っていくことが求められている。そのため学校は、一層開かれた教育活動を推進していく必要がある。

これからの学校は、学校便りや学級通信などとともに、開かれた学校を目指す情報発信手段として、積極的に学校ホームページを活用することが求められる。

##### (2) 児童生徒による情報発信

児童生徒は、学習したことや自分の思いを発表したり、伝達したりする手段として学校ホームページを活用することにより、情報活用の実践力や情報社会に参画する態度などを身に付けることができる。また、学校内外に学習成果を発信することは、教科等の学習を主体的に行おうとする児童生徒の動機付けにもつながるものである。



写真1 学校ホームページをつくる児童

#### 2 学校ホームページの内容

学校ホームページを作成する際は、誰に

対して何を伝えたいのか、情報発信の対象や内容を明確にすることが最も重要なポイントである。

(1) 情報提供の対象

学校ホームページは、その公共性から、保護者や地域住民等、また、自校や他校の児童生徒・教師を情報提供の対象とする。それゆえ、学校ホームページは、このことを踏まえ、内容を十分吟味して作成しなければならない。

(2) 情報提供の内容

学校ホームページで提供する情報には、学校の概要、教育目標、学校運営の方針、教育課程の内容、教育活動の状況などが考えられる。特に、特色ある教育活動、総合的な学習の時間や体験学習等の様々な活動の状況など、「特色ある学校づくり」の具体的な内容が分かる情報提供が求められている。

そこで、特色ある教育活動や創意工夫を生かした教材を学校ホームページに掲載している実践例を紹介する。

**実践例 1**

東町立幣串小学校の学校ホームページ  
( <http://www.minc.ne.jp/hegushisho/> )



写真2 特色ある教育活動を紹介したページ

特色ある教育活動のページは、五つの内容で構成されている。「島（ひょうたん島）のある学校」では、総合的な学習の時間や創意の時間を活用した学校林における体験学習、「地域の特性を生かした教育活動」では、伝統行事への参加や地域の自然に触れ合う活動など、生き生きと学習する児童の様子がうかがえる。このような特色ある教育活動の紹介は、保護者や地域住民等の理解や協力を得るためにも大切なことである。

**実践例 2**

末吉町立岩南小学校の学校ホームページ  
( <http://www.edu.pref.kagoshima.jp/es2/iwaminami/index.htm> )



写真3 授業に役立つ Web 教材

この Web 教材は、「教材小品集」など三つの内容で構成されている。特に、「かけざん九九」や「面積」は、小学校低・中学年向けに分かりやすく作成されており、算数科の授業で活用して、児童の基礎学力の定着に役立っている。このような教材は、家庭学習にも活用できるもので、今後一層の充実が期待される。

3 児童生徒による情報発信

児童生徒による学校ホームページでの情



#### 4 情報発信の留意点

学校ホームページで情報発信する際は、次のような点に留意する必要がある。

##### (1) 個人情報・著作権等への配慮

学校ホームページによる情報発信では、個人情報の保護、著作権等への配慮が特に必要である。

例えば、児童生徒等の氏名、住所、電話番号、生年月日等は掲載しない。第三者から個人が特定できないように写真等の掲載を工夫する必要がある。また、他人の著作物はもちろん児童生徒の作品等にも著作権があるので、これらを掲載するときは、本人と保護者の了解を得る必要がある。

児童生徒が情報発信をするときの指導に当たっては「ネット社会の歩き方」(<http://www.net-walking.net/>)に掲載されている教材や指導事例を参考にするとよい。

##### (2) ガイドライン

学校ホームページによる情報発信では、児童生徒の人権を尊重しながら、安全かつ効果的に行うための基本的なルールが必要である。各学校では、個人情報の保護などガイドラインに定める諸事項を十分理解して、学校ホームページ等を学校の情報提供や児童生徒の情報活用能力育成のために効果的に活用するよう努める必要がある。

また、ガイドラインを学校ホームページに掲載し、情報提供の在り方について保護者や地域住民等の理解を得るこ

とも必要である。

##### (3) 組織による運用・管理

学校ホームページを適切に運用・管理するには、例えば、校務分掌の中に情報教育推進委員会を設置し、校長を中心に各学年1人ずつ委員を出し、校内全体で協力体制を確立することなどが考えられる。また、校内研修等で、ホームページ作成についての研修や、運用・管理に関する共通理解を図る必要もある。

##### (4) ホームページの更新

学校ホームページの内容が更新されないままになっているものをよく見かける。正確で、新しい情報提供に心掛けることも、学校ホームページを開設している学校の責任である。

更新は、情報の内容により、年・各学期・各月などに分けて、適時行うようにする。その際、更新する内容に間違いがないか、ブラウザ上で正確に動作するかなどよく確認して、常に新鮮な情報を提供する必要がある。

以上、情報発信手段としての学校ホームページの在り方について述べてきた。

学校ホームページは、家庭や地域社会との連携及び学校相互の連携や交流を進めるための情報提供手段として、また、児童生徒にとっては、情報発信をする学習活動の教材として、大変有効である。各学校では、学校ホームページの活用を見直し、積極的な情報発信を行ってほしい。

(情報処理教育研修室)